

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 録

令和7年2月14日 午前9時00分 開会

出席委員

教 育 長	大 江 孝 一
委 員	菅 沼 由貴子
委 員	戸 莉 恵理子
委 員	佐 原 圭 子
委 員	山 田 清 志

説明のための出席者

教育部長	高 橋 純 司
教育部次長	酒 井 保 吏
教育部次長兼学校教育課長	鈴 木 康 孔
教育部次長兼中央図書館長	坂 田 憲 美
庶務課課長	杉 浦 忠 彦
庶務課主幹	石 黒 友 作
学校教育課主幹	齋 川 浩
生涯学習課長	石 黒 泰 基
スポーツ課長	小 原 寛 明
学校給食課長	吉 田 信
中央図書館主幹	渡 邊 里 恵

教育長が指定した事務局職員

主 事	山 崎 修
主 事	森 下 徹

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 第1号議案 令和7年度における県民の日学校ホリデーについて
- 第3 第2号議案 令和7年度当初予算について（非公開）
- 第4 第3号議案 令和6年度3月補正予算について（非公開）
- 第5 第4号議案 社会教育審議会への諮問事項について
- 第6 第5号議案 豊川市立小・中学校の水泳授業及びプール施設の在り方に関する基本方針の策定について
- 第7 第6号議案 第2期豊川市スポーツ振興計画の改訂について
- 第8 その他報告 令和7年度豊川市小規模特認校（萩小学校）の応募状況について

「大江教育長」 定刻になりましたので、ただ今から教育委員会を開会し、会議を開きます。始めに、日程第１、「議事録署名委員の指名」を行います。本日の議事録署名委員は、教育長において、戸蒔・山田 両委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

「大江教育長」 続いて、日程第２、第１号議案「令和７年度における県民の日学校ホリデーについて」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

「齋川学校教育課主幹」 第１号議案「令和７年度における県民の日学校ホリデーについて」を資料に基づき説明。

「大江教育長」 ただ今の説明について、ご質疑がありましたらお願いします。

「大江教育長」 東三河では豊川市だけ別日程となります。豊川市ではどうしてこの日としたのか、その経緯を補足説明してください。

「鈴木教育部次長」 兄弟の関係もあるので、豊川市では小学校と中学校を同じ日にしたいと考えています。愛知県からの指定期間である１１月下旬において、中学校長会と調整し、豊川市中学校での期末テスト等を考慮すると、令和７年度は１１月２５日（火）に実施することが適当であるという結論に至りました。それに伴い小学校も同様の日程となっています。

「大江教育長」 ほかに無ければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

「大江教育長」 異議なしと認め、第１号議案「令和７年度における県民の日学校ホリデーについて」は、原案のとおり可決されました。

「大江教育長」 続いて、日程第３、第２号議案「令和７年度当初予算について」及び日程第４、第３号議案「令和６年度３月補正予算について」は、今後市議会で審議される案件であり、未だ公になっていないものであることから議事を非公開とし、会議の内容の議事を別に記録したいと思います。以上の理由により、議案第２号及び第３号については審議を非公開としてよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

「大江教育長」 異議なしと認め、議案第２号及び第３号については非公開とします。

（以下、議事を非公開）

「大江教育長」 ここからは公開となります。続いて、日程第５、第４号議案「社会教育審議会への諮問事項について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

「石黒生涯学習課長」 第4号議案「社会教育審議会への諮問事項について」を資料に基づき説明。

「大江教育長」 ただ今の提案について、ご質疑がありましたらお願いします。

「菅沼委員」 スポーツ協会以外の補助金額が昨年度と同額ということですが、このご時世増額して欲しいというような要望はないのですか。

「石黒生涯学習課長」 生涯学習課の登録団体からは、増額の要望は特にありません。また、オープンカレッジの主な歳入は受講料収入と市からの補助となりますが、人件費の増加については、受講料の値上げでの対応を検討しており、市からの補助増額という要求には至っていません。

「戸荻委員」 補助対象団体でのお金の流れは把握されているのですか。

「石黒生涯学習課長」 年度当初に補助金の交付申請を提出いただきますが、そのタイミングでその年度の事業計画案を提出していただき、事業が完了した年度末には実績報告をいただいております。活動内容と予算は確認しています。

「大江教育長」 スポーツ課の補助団体も同じということによろしいですか。

「小原スポーツ課長」 校区体育振興会や総合型地域スポーツクラブへの補助については、定額補助となります。どちらの団体からも増額要望は出ていませんが、活動をしていただく中で市からはこの金額が定額で補助されるという認識で行っていただいているのだと思います。一方で、スポーツ協会は定額補助ではなく、規定の中で市が補助する対象経費というのを定めていますので、次年度必要な金額のうち市が補助する対象経費分を予算組するというやり方です。今回スポーツ協会だけが予算上増額となっていますが、スポーツ協会の人件費分を市が補助することとなっていますので、その影響で増額となっています。

「大江教育長」 ほかにご意見等がなければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

「大江教育長」 異議なしと認め、第4号議案「社会教育審議会への諮問事項について」は、原案のとおり可決されました。

「大江教育長」 続いて、日程第6、第5号議案「豊川市立小・中学校の水泳授業及びプール施設の在り方に関する基本方針の策定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

「杉浦庶務課長」 第5号議案「豊川市立小・中学校の水泳授業及びプール施設の在り方に関する基本方針の策定について」を資料に基づき説明。

「大江教育長」 ただ今の提案について、ご質疑がありましたらお願いします。

「山田委員」 資料7ページの図表4として令和6年度学校ごとの水泳授業時数が掲

載されていますが、2時間しかやっていない学校もあれば18時間やっている学校もあります。ひと夏で2時間という時間数は少なすぎると思いますし、13時間や18時間というのも多すぎると感じます。学校の全クラスが2時間だったのか、学校全体で18時間だったのかというバラツキを感じます。どのように調査されましたか。

「杉浦庶務課長」 学校に対して照会し調査したもので、学校ごとの1年生から6年生までの平均の授業時数として掲載しています。極端に少ない学校については、プール設備の故障等でプール授業があまりできなかったという学校も含まれています。

「菅沼委員」 反対に八南小学校では18時間も行っていることとなっていますが、本当にそんなにできたのかと感じます。

「山田委員」 この掲載数字が正しければ良いのですが。

「杉浦庶務課長」 こちらの掲載数値については、改めて学校に確認したいと思います。

「山田委員」 先ほど当初予算のところでも言いましたが、授業の民間委託という表現が気になります。また、この報告書では、専門的な指導による児童の泳力向上であったり、教員の指導力向上であったりと、この事業はこんなにメリットがあるというような記載が全体的になされています。これまでは担任の先生が1人で教えていましたが、そのことがあまりデメリットと捉えられてしまうような表現は避けたほうが良いと感じます。教員の場合は、教員免許として指導力が担保されています。泳力検定○級以上の専門性に長けたインストラクターが対応します、というような表現なら良いのかもしれませんが。スイミングスクールに通う子どもたちは、習いたくて来ている子です。一方で、学校は泳力がバラバラな30人程度の子どもたちを一斉に指導する場で、皆がやる気を失わずに指導していくという指導力が求められます。インストラクターはあくまで補助的な役割を担っていただくわけなので、民間に丸投げ委託するというようなニュアンスを感じさせてしまうと、学校現場の先生方もインストラクターに任せてしまわないかと心配です。また、成績の付け方までインストラクターに関わってもらうような表現もありますし、また、水泳専門の指導員の質の高い指導により泳力の向上が期待できるというような表現は、先生によっては馬鹿にされていると感じるのではないのでしょうか。インストラクターなので指導力は確かだと思いますが、インストラクターによる指導だから泳力向上が期待できるのではなく、天候に左右されることなく水泳授業が実施可能で、さらに水泳に長けた人の力を借りて実施するからこそ泳力向上が期待できるという説明の仕方のほうが良いのではないのでしょうか。表現の問題だと思いますが、注意していただきたいと思います。

「杉浦庶務課長」 ありがとうございます。民間委託という表現も含めて、もう一度

精査していきたいと思います。山田委員がおっしゃるように、水泳授業はあくまで先生が主であり、インストラクターは補助ですので、そのことをしっかりと伝えていきたいと思います。

「戸荻委員」 先ほどの水泳授業を2時間やっている学校もあれば18時間の学校もあったという話題がありました。その時に感じたのは、水泳授業として何を学ぶのかということです。そしてそれは、自分の命を守るということだと思います。そのことを考えたときに、果たして年間2時間の授業だけで本当に充分なのかと感じました。自分の命を守るために水泳の授業を頑張る、そしてその結果泳げるようになる。水泳授業を○時間やることになっているからそれだけやるのではなく、子どもたちが自身の命を守るようになるには○時間必要、そういった視点で授業を行っていただきたいと感じました。民間プールを使用することになり、コストが削減されるという視点もあるかもしれませんが、あくまで子どもたちが自身の命を守るために行う、この視点を大切にしていきたいと思います。

「杉浦庶務課長」 小学校の水泳授業については、学習指導要領で低学年、中学年、高学年と、それぞれの目標が示されており、低学年は浮いたり潜ったりできるようになること、中学年は浮き方や蹴伸びで、高学年はクロールや平泳ぎができるようになることとされています。昔韓国で、セウォル号事件がありました。その時、救助にあたった人たちの中で泳げない人がいたそうです。韓国では学校にプールがない場合があるからのようです。命を守るための水泳授業、これは教育委員会として大切にしなければならぬ目的だと考えます。

「戸荻委員」 この資料においても、最初のページに計画策定の背景と目的として、水泳授業は「水の事故を未然に防ぐ論理的な思考力を育むことであり 水泳は生命にかかわる学習であることから、本市では水泳授業が重要であると考えています」と記載しているわけです。やはりこれを前面にした授業内容を展開いただきたいし、ここに力を入れていただきたいと思います。

「大江教育長」 今年度実施したモデル授業では、カリキュラムはどのように設定しましたか。学校教育課で何か作成したのか、学校に一任したのか。

「鈴木教育部次長」 学校と民間プール、もしくはインストラクターとの事前打ち合わせによって設定します。例えばはじめに行った中部小では、振り返りアンケート結果として、事前にもっと綿密な打ち合わせを事業者側とすべきであったとの意見がありました。このような振り返りは、次に行った牛久保小に共有されています。

「大江教育長」 昨年度まで桜木小学校の校長でしたので、監督者としてプール授業にも行きました。安全を考えて、子どもたちがプールの外で待機している時間もけっ

こう多く、更に着替えの時間も考えると、実際に水の中に入る時間は案外長くありません。一方で、民間プールの活用は連続してある程度の時間を確保できるため、より濃いカリキュラムが組めるのではないかと期待しています。

「菅沼委員」 先ほど学校ごとにプールの授業時間数がバラバラであったことがわかりました。それが民間プールを活用することになると、それらの学校は同じ時間数になるわけです。私もモデル事業の様子を見学させていただきましたが、休憩の時間も担任の先生がインストラクターの方と話されている光景を目にしました。インストラクターの方は、複数の学校を担当していただくのかもしれないので、その方を接点に、この学校ではこうでしたよというような情報共有もされるようになるのかもしれませんが。時間数も同じになり、カリキュラムも共有されることとなるので、その観点からも期待しています。

「佐原委員」 アンケート結果の自由記述の箇所で、保護者の方からの意見だと思うのですが、「わざわざアイレクスまでバスを出すなら講師を豊川小に呼んで指導したほうが良い」とあります。この事業の意義がなかなか伝わっていないのではないかと感じます。保護者は子どもからの意見しか分かりません。来年度からは12校に増やすということです。より丁寧でわかりやすい説明をしていただきたいと思います。私は北海道出身ですが、当時プールの授業は1回くらいしかありませんでした。せっかく泳げる環境があるというのはありがたいことです。安定した授業数を確保できる、これは本当に素晴らしいことだと思いますので、説明をしっかりといただきたいと思います。

「菅沼委員」 豊川市では市民プールは今後もう作らないのでしょうか。

「高橋教育部長」 現況でいけば、今後作るということはないと思います。

「菅沼委員」 先日、長久手市で教育委員連合会の会議がありました。その中で、プールの議題があり、各市町の取組状況について報告があり、市民プールを新しく建てた自治体で、そこにインストラクターを呼んで授業を行っているという自治体もありました。先日市民病院建設に何百億円寄付した個人がいたというニュースがありましたが、豊川市でも多額の寄附があればまた別なのではないでしょうか。

「大江教育長」 多くの意見ありがとうございました。採決を行います、本日色々な意見が出されましたので、それを反映し、策定することによってよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

「大江教育長」 異議なしと認め、第5号議案「豊川市立小・中学校の水泳授業及びプール施設の在り方に関する基本方針の策定について」は、可決されました。

「大江教育長」 続いて、日程第7、第6号議案「第2期豊川市スポーツ振興計画の改訂について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

「小原スポーツ課長」 第6号議案「第2期豊川市スポーツ振興計画の改訂について」を資料に基づき説明。

「大江教育長」 前回の説明から変更はないとのことですが、ご質疑がありましたらお願いします。

「山田委員」 今回表紙の絵柄が示されました。テニスは女の子、野球は男の子、ヨガは女の子、バスケットボールやサッカーは男女を区別しないような絵柄となっています。競技によって男女がはっきり分かれているようにも見えるので、気にする人は気にするかもしれません。

「小原スポーツ課長」 この絵柄は、ソフトな印象のイラスト集から選んだものです。そのイラスト集の元絵柄がそのような描画になっていたということで、男女を区別するというような意図はありません。ある絵柄の中から選ぶため、なかなか野球の画像を女の子に改造するというようなことは難しいものです。ただ、ひとつ配慮した点として、今回障害者スポーツのことを計画の中に織り込んでいます。そのこともあって、表紙ではボッチャのところに車いすに乗った方のイラストを追加するなどしております。それ以外は、元あるイラストをそのまま使用しています。

「大江教育長」 ほかにご意見等がなければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

「大江教育長」 異議なしと認め、第6号議案「第2期豊川市スポーツ振興計画の改訂について」は、原案のとおり可決されました。

「大江教育長」 続いて、日程第8、その他報告「令和7年度豊川市小規模特認校（萩小学校）の応募状況について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

「齋川学校教育課主幹」 その他報告「令和7年度豊川市小規模特認校（萩小学校）の応募状況について」を資料に基づき説明。

「大江教育長」 このことについてご質疑がありましたらお願いします。

「山田委員」 応募したものの結果取り下げとなったケースが4名いますが理由はわかりますか。

「齋川学校教育課主幹」 実際の学校見学を保護者とお子さんが行ったわけですが、体験の中で気持ちが引けたというか、子どもの気持ちとして、やっぱり今の学校が良いと思ったから取り下げた。というケースが4件です。中には兄弟で見学をした結果、1人は萩小学校に行きたい、1人は今ある学校に通いたい、となったケースもありま

した。

「山田委員」 今後も特認校制度が続いて、希望する子どもが何人か入ってもらえる
とありがたい。また、取り下げとなった要因として、これが解決されたら萩小学校に
通えるのに、という要因があり、それが何かしらの方法で解決できるものであれば、
今後に活かしていただきたいと思います。新しく萩小学校に入ってくる子どもたちや
保護者には、実際に通ってどうだったのかということを、学校は勿論、教育委員会でも
共有・フォローして、思ったのと違ったという意見が少なくなるような調整をお願い
したいと思います。そして、こんな嬉しいことはないという気持ちがあれば、そこ
をPRして、この制度が良い形で継続されるようなフォローをお願いします。

「齋川学校教育課主幹」 ご意見ありがとうございます。

「佐原委員」 6年生の子は、音羽中学校に行くという前提で入学されているという
ことですか。

「齋川学校教育課主幹」 小学校への入学もまだこれからですので、保護者にはそこ
まで聞き取っていません。

「戸茱委員」 1年生が4人ということも最も多い状況です。これを見ると、特認校
制度をやってよかったという結果だと感じます。そして、この子どもたちが6年生ま
で萩小学校に通ってもらえると良いと思います。

「山田委員」 2年生以上の子どもたちは、前の学校で居づらかったということだと
思います。学校の大きさが理由で居づらかったのであれば、これは良い選択なのだと
思います。一方で、そもそも前の学校に問題があるとしたら、それはまた別の課題と
なります。2年生以上の子どもたちが選択した理由は分かりますか。

「齋川学校教育課主幹」 大人数が苦手で、少人数を試してみたいというケースが多
いです。

「山田委員」 せっかく選んでくれたので、その子どもや家族が良かったと言ってく
れるようになってくれると良いです。

「菅沼委員」 千両小などの、他の小規模校から希望はなかったですか。

「齋川学校教育課主幹」 小規模校から小規模校への異動は、これまでも危惧された
ところですが、今回はありませんでした。

「大江教育長」 ほかにありませんか。それでは、「令和7年度豊川市小規模特認校
(萩小学校)の応募状況について」の報告は以上とさせていただきます。

「大江教育長」 本日の会議に付議されました案件は以上ですので、これで本委員会
は閉会といたします。

(午前 11 時 45 分 閉会)

この議事録は真正であることを認め、ここに署名する。

教 育 委 員

教 育 委 員